

(様式X I - 6)

## 共同研究契約書

平成 年 月 日

	住 所	
(甲)	長野県〇〇試験場 場 長	印
	共同研究者の住所	
(乙)	共同研究者の名称 代表者 (職名)	印

長野県〇〇試験場長 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と△△代表者 (役職名) △△△△ (以下「乙」という。)とは、次の条項に従い、「〇〇〇〇 (共同研究の課題名)」に関する共同研究 (以下「共同研究」という。)の実施に関する契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(共同研究)

第2条 甲及び乙は次の研究を共同で実施する。

- (1) 共同研究の課題名  
〇〇 に関する研究
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容  
ア 〇〇に関する研究  
イ 〇〇に関する研究

(研究場所)

第3条 共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇に関する研究 所在地 (〇〇試験場内)
- (2) 〇〇に関する研究 所在地 (〇〇会社〇〇工場内)

(実施期間)

第4条 共同研究の実施期間は、 年 月 日 から 年 月 日までとする。

(進行管理)

第5条 共同研究の進行管理は、 が行うものとする。

(\*実施要領第3条(1)の場合は「甲」とする。第3条(2)の場合は両者協議上決定する)

(研究の分担)

第6条 甲及び乙は次のとおり研究を主として分担するものとする。

甲 ○○に関する研究

乙 ○○に関する研究

(研究者)

第7条 甲及び乙は、それぞれ次の研究担当者を共同研究に参加させるものとする。

甲 ○○試験場 ○○部 職・氏名

乙 ○○会社 ○○研究所 職・氏名

(経費の分担)

第8条 甲及び乙は、それぞれ分担した研究に要する費用をそれぞれ負担するものとする。

ただし、両者協議の上、負担区分を別途定めることができる。

(第三者との共同研究の制限)

第9条 甲及び乙は、相手方の同意なくして本研究と同一目的の研究を第三者と共同して行い、又は第三者から受託してはならない。

(研究の中止等)

第10条 甲及び乙は、社会情勢、天災等その他やむを得ない事由があるため、共同研究の遂行が困難となったときは、両者協議の上、共同研究の内容を変更し、又は中止することができる。

2 甲は、前項の規定による共同研究の変更又は中止により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

3 甲及び乙は、共同研究を中止する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて協議するものとし、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

(特許出願等)

第11条 甲及び乙は、共同研究の結果、甲及び乙の研究担当者が共同して発明を行ったときは、それぞれの持分を定めた共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。ただし、甲及び乙が相手方から特許を受ける権利の全てを承継した場合は、この限りではない。

2 前項に基づく特許の共同出願並びに特許権の取扱い等については、甲の研究担当者から権利を承継した長野県と乙とが別に契約を締結するものとする。

3 甲及び乙は、共同研究の結果、甲又は乙の研究担当者が独自に発明を行った場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、事前に相手方の了解を得るものとする。

(準用)

第12条 第11条の規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利、意匠権及び意匠権を受ける権利並びに、種苗法に基づく品種登録及び育成者権について準用するものとする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、共同研究に関して相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が以下の一に該当することが立証できる場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から提供を受ける前にすでに保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 秘密保持義務に違反することなく、すでに公知となった情報

2 前項の有効期間は、第4条の共同研究開始の日から研究終了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上書面により合意した場合は、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表等)

第14条 甲及び乙は、共同研究の実施期間中において、それぞれの相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、あらかじめ、相手方に協議するものとする。

2 甲は第4条に定める共同研究の実施期間終了後、乙の同意を得て、研究成果を公表するものとする。ただし、乙から甲に対し、業務上の都合により研究成果を公表しないよう申し入れがあったときは、期間を定めて、成果の全部又は一部を公表しない。

(協 議)

第15条 この契約に定めるもののほか、研究成果の取り扱いその他必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 甲及び乙は、共同研究を終了する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて協議するものとし、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

(用紙はA4縦とする)

**【契約書追記事項】**

(1) 甲（試験場）が、乙（共同研究者）から試験研究用の機械器具等の提供を受ける場合は、第10条の次に以下の条項を追加し、以降の条項を移動する。

**（試験研究用の機械器具等の提供）**

第11条 乙が、甲に対し、試験研究に必要な資材及び機械器具等（以下「機械器具等」という。）を提供する場合は、これらの運搬、取り付け、取り外し及び搬出に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 乙が、前項の規定により提供した機械器具等の修繕又は改造のための費用は、乙の負担とする。ただし、当該修繕又は改造が、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲に無償で譲渡するものとする。

**【又は】**

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲乙協議の上、その取り扱いを決定するものとする。

(2) 共同研究に品種育成に関する研究が含まれる場合において、甲（試験場）が育種をし、乙（共同研究者）は育種について一切分担しない場合は、第12条の次に以下の条項を追加し、以降の条項を移動する。

**（種苗法に定める品種登録及び育成者権）**

第13条 共同研究の期間中に新品種が得られた場合は、種苗法に基づく品種登録及び育成者権については甲が有するものとする。

2 甲が育成した親系統やF1系統を乙が利用する場合は、〇〇用途のみに限定するものとし、〇〇用途以外の目的に利用しようとするときは、事前に甲の許諾を受けるものとする。